

◎昭和五十一年一月五日付民二第五六四一号法

務局長、地方法務局長宛民事局長通達

戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて（通達）（抄）

民法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第六十六号）附則第一項ただし書掲記の戸籍法（以下「法」という。）の各改正規定が来る十二月一日から施行されることに伴い、戸籍法施行規則（以下「規則」という。）の一部を改正する省令（別添参照）が本日公布され、十二月一日から施行されることとなった。

右の改正に伴う戸籍事務については、次のとおり取り扱うこととするから、これを了知の上貴管下各支局長及び市町村長に周知方取り計らわれたい。

一 戸籍の公開について

1 このたびの法改正により、戸籍の不当な利用を排除することを目的として、戸籍又は除かれた戸籍（以下「除籍」という。）の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「謄本等」という。）の交付請求について所要の制限が加えられたが、改正法の運用に当たっては、その趣旨にのっとり適切妥当な運用を図るものと

し、いやしくもその趣旨を逸脱して公開制度を不当に制限することのないように留意されたい。

2 法第一〇条第二項に規定する請求の事由とは、戸籍の謄本等を必要とする具体的事由をいうものであり、これは請求書に記載し又は口頭で明らかにさせることで足りるものとする。

3 法第一〇条第三項に規定する不当な目的とは、例えば、嫡出でない子であることや離婚歴等他人に知られたくないと思われる事項をみだりに探索し又はこれを公表する等プライバシーの侵害につながるもの、あるいは戸籍の記載事項を手がかりとして同和地区出身者であるか否かを調査する等差別行為につながるもの等戸籍の公開制度の趣旨を逸脱して謄本等を不当に利用する目的をいうものである。

4 法第一二条の二第一項又は規則第一一条第一号ないし第三号の規定に該当する者からの請求については、その資格を具体的に明示させるものとし、その資格の確認については、特段の事情のない限り、身分証明書等の資格を証する書面の提示を求めることは要しないものとする。

5 法第一二条の二第一項後段又は規則第一一条第

二号若しくは第三号に規定する者からの請求が職務上必要であることについては、これを具体的に明らかたさせることは要しないものとする。

6 規則第一一条の三第一項第二号にいう正当な利害関係がある場合とは、例えば、(一)戸籍訂正の前提として除籍の記載事項を確認する場合、(二)契約の当事者が過去の契約締結時における相手方の行為能力を調査する場合、(三)婚姻をするに当たり相手方の前婚解消の事実を確認する場合等除籍の記載事項を調査確認するについて社会生活上の必要性が認められる場合である。

7 法第一二条の二第二項の規定により除籍の謄本等の請求をする場合に、規則第一一条の三第二項の規定により明らかたすべき事項は、原則として、請求書に具体的に記載させるものとする。なお、特に必要がある場合には、請求者に説明を求め又は疎明資料の提示を求めるものとする。

8 戸籍簿等の閲覧の制度は廃止されたが、他の法律の特別の規定（例えば、土地改良法第一一八条第六項等）に基づく閲覧については、従来と変わらない。また、官公署の職員が職務上閲覧を必要とする相当の理由がある場合には、従来どおり官

公署相互間の協力関係に基づきこれに応じて差し支えない。